

# 企画競争実施の公示

令和元年6月14日

一般社団法人 山陰インバウンド機構

次のとおり、企画提案書の提出をお願いします。

## 1. 業務概要

### (1) 業務名及び概要

令和元年度訪日外国人旅行者周遊促進事業

「関西(岡山含む)からの誘客事業」〈40万人泊達成に向けたゲートウェイ戦略〉

### (2) 業務内容等

#### 【業務の目的】

国は、観光立国推進基本計画に基づき、2020年に訪日外国人旅行者数4,000万人、外国人旅行消費額8兆円等の目標を掲げ、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成等の施策を積極的に推し進めている。

一般社団法人山陰インバウンド機構においては、2019年度(4月～3月)には、30万人延べ泊以上、2020年度に40万人延べ泊以上の達成を目標とし、増加する外国人旅行者のニーズに的確に対応し、地方のインバウンド消費へつなげていくため、米子空港、境港、せとうち(広島)、関西(岡山含む)、羽田・成田空港など、ゲートウェイ別に誘客策を展開しているところである。

本事業は、関西国際空港(岡山を含む)を使って来訪する外国人観光客に対して、より効果的なプロモーションを行うことで山陰への誘客を促進することを目的に実施する。

#### 【業務の内容】

別紙、説明書による。

#### 【成果物の提出方法】

別紙、説明書による。

### (3) 履行期限

令和2年3月10日(火)

## 2. 企画競争参加資格要件

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(4) (一社)山陰インバウンド機構への協力体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

### 3. 手続等

#### (1) 担当部署

(一社)山陰インバウンド機構

〒683-0043 鳥取県米子市末広町 311 番地 米子駅前ショッピングセンター4F

E-mail: sanindmo@sanin-dmo.jp

TEL: 0859-21-1502 / FAX: 0859-21-1524

#### (2) 企画提案書の作成様式及び記載上の留意点

業務の実施方針、手法等を記載した企画提案書(A4判 15枚程度)に併せて、次の事項を記載した書面を提出して下さい。

- ・事業の定性的・定量的な目標値
- ・業務の実施体制、実施工程
- ・緊急時の連絡体制
- ・苦情等相談に係る処理体制
- ・配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況(該当する場合)
- ・業務項目別の経費概算
- ・再委託等の有無及び予定(ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。)

#### (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限: 令和元年6月24日(月)17時00分(必着)

場 所: (1)に同じ。

方 法: 持参もしくは郵送により原則6部提出することとし、電子データも併せて提出すること。

#### (4) ヒアリング実施の有無 無

#### (5) 契約の相手方として最適なものを特定(以下「特定」という)するための企画提案書の評価基準

- ①業務内容の理解度: 調査目的、業務内容について十分に理解していること。
- ②提案内容の優良性: 提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れていること。
- ③提案内容の独創性: 独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- ④業務遂行の安定性: 実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであること。
- ⑤業務成果の中立性: 適正公平な業務成果を示すことができること。
- ⑥必要経費: 業務内容に見合った適切な経費であること。
- ⑦専門的知識: 業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有すること。

### 4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 本業務の支払条件及び概算予算額

・支払条件: 完了検査終了後、適法な請求書を受理して30日以内。

・概算予算額: 3,000万円を上限とする。(消費税及び地方消費税を含む)

(4) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

- (5) 提出期限までに到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定しないものとする。
- (6) 提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。
- (7) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (8) 提出された企画提案書は、原則返却しない。
- (9) 原則として、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
- (10) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (11) 特定した提案内容については、(一社)山陰インバウンド機構情報公開規程に基づき、開示する場合がある。
- (12) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、(一社)山陰インバウンド機構会計規程に基づく契約手続の完了までは、(一社)山陰インバウンド機構との契約関係を生じるものではない。
- (13) 提出期限までに成果物を提出する見込みがないことが明らかな場合は、契約の全部又は一部を解除する。
- (14) 企画競争の結果は、原則として提案書の提出期限の翌日から 14 日以内に、企画提案者に対して書面で通知するとともに、(一社)山陰インバウンド機構ホームページで次の事項を公表する。
- ・特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
  - ・企画提案者ごと、評価項目ごとの評価得点及び合計点
- (15) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は(一社)山陰インバウンド機構に帰属する。
- (16) 不明な点等の問い合わせ先等
- ・問い合わせ先: 3. (1)に同じ(担当: 松村、青山)
  - ・問い合わせ方法: 電話又は来訪
  - ・問い合わせ期間: 公示の日から、3. (3)に記載の提出期限まで
- なお、評価基準の配点は、質問の対象外とする。

# 説 明 書

## 1. 業務名

令和元年度訪日外国人旅行者周遊促進事業

「関西（岡山含む）からの誘客事業」〈40万人泊達成に向けたゲートウェイ戦略〉

## 2. 実施時期

契約締結の日～令和2年3月10日

## 3. 業務の目的

国は、観光立国推進基本計画に基づき、2020年に訪日外国人旅行者数4,000万人、外国人旅行消費額8兆円等の目標を掲げ、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成等の施策を積極的に推し進めている。

一般社団法人山陰インバウンド機構においては、2019年度（4月～3月）には、30万人延べ泊以上、2020年度に40万人延べ泊以上の達成を目標とし、増加する外国人旅行者のニーズに的確に対応し、地方のインバウンド消費へつなげていくため、米子空港、境港、せとうち（広島）、関西（岡山含む）、羽田・成田空港など、ゲートウェイ別に誘客策を展開しているところである。

本事業は、関西国際空港（岡山を含む）を使って来訪する外国人観光客に対して、より効果的なプロモーションを行うことで山陰への誘客を促進することを目的に実施する。

## 4. 業務の内容

- ・ 関西空港及び岡山空港をゲートウェイとして設定し、山陰地区の重点市場である海外の各市場（韓国、香港、台湾、中国、欧米豪など）の旅行会社又はメディア（以下、「旅行会社」という。）等を現地事務所機能等の活用により招請する。
- ・ 来日後、山陰地域までの移動は、外国人観光客にとって経済的かつ利便性の高い鉄道等の公共交通機関を組み合わせた招請計画とする。
- ・ 招請ツアーの実施を踏まえて旅行商品を造成する。

## ■ 旅マエでのプロモーション

### （1）招請視察ツアー

#### ① 招請社数及び人数

現地において知名度が高く、送客実績のある旅行会社を一市場2社2名以上（各市場で合計6社6名以上）選定すること

#### ② 招請時期

令和元年7月～11月 2泊3日以上（国内ツアー一部分）

#### ③ 視察行程

1) 利用航路

ゲートウェイ空港は、原則として関西・岡山空港とする。但し、他の空港利用が、特に効率よくツアー設定出来る場合は、他の空港をゲートウェイとすることを妨げない。

2) 移動手段

山陰地域着後の移動に使用する交通手段は、専用車両を原則とすること

3) 視察地等

視察地については、視察後速やかに旅行商品に結び付くよう考慮すること

4) 宿泊等

宿泊は、鳥取県、島根県で各1泊以上とすること

5) 通訳・案内等

国内全行程において、通訳案内士（各市場に対応した言語）及び添乗員を随行させること

(2) 香港・中国・台湾における日本向けツアーの拠点となる現地事務所機能（以下、「現地事務所」という。）の活用

- ・山陰地域への誘客を積極的に行うため、現地事務所との提携等により、その機能を最大限に活用して山陰への送客促進を図ること。
- ・本業務実施期間中に、1回以上は、現地事務所を訪問のうえ、進捗状況を把握すること。当機構1名分の旅費についても計上すること。

(3) 旅行商品の造成

- ・各種OTAサイト及び関西圏のランドオペレーター機能などを活用し、関西（岡山含む）から山陰への商品造成に取り組むこと。【合計20コース以上】そのうち、最も効率的と思われるものについて商品造成をすること。
- ・旅行形態は、個人旅行、グループ旅行、団体旅行などにとらわれず、幅広い受け入れを可能なものとする

(4) 海外での幅広いPR

- ・山陰地域の観光事業者と連携し、旅行博覧会等への出展（1回以上）や、旅行雑誌（海外）の取材ツアーの実施及び雑誌掲載などにより本事業のさらなる推進を図ること。

■ 旅ナカでのプロモーション

- ・ゲートウェイとして設定する空港から山陰地域までの移動については、可能な限り、鉄道や高速バスなどの公共交通機関を活用すること
- ・活用にあたっては、割引パスなどを積極的に取り入れること

■ 送客計画の提示・事業効果の調査・分析業務

(1) 送客目標の設定

対前年20,000人延べ泊以上の送客計画を立案すること

## (2) 事後評価の実施

- ・被招請者へのアンケート調査を実施し、本事業の効果を調査・分析すること
- ・調査にあたっては、海外対象市場での山陰商品露出による反響、視察、又は取材した観光地の評価等の把握手法についても提案するとともにそれに基づき、実績評価等を把握すること
- ・なお、調査・分析の結果について随時報告を行うとともに、本事業による送客数延べ泊数などを後記の実施報告書によりとりまとめること。

## 5. 成果物の提出等

### (1) 成果物

事業実施報告書（A4判） 5部

### (2) 提出場所

（一社）山陰インバウンド機構

### (3) 提出期限

令和2年3月10日（火）

なお、作成にあたっては、以下について留意のこと。

- ① 事前に監督職員の承認を受けること。
  - ② 事業実施状況等をわかり易く編集すること。
- (ア) 事業実施による効果を調査し、取りまとめること。

## 6. その他

- (1) （一社）山陰インバウンド機構と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 事業の実施にあたっては、「Japan. Endless Discovery.」のロゴマークや「縁の道～山陰～」のロゴマークを使用するなど、国の進める事業の趣旨に沿って行うよう配慮すること。